

ポイント

4

平時からの医療との連携

ちむぐくル〜ル



ポイント

5

適切な医療・介護サービスの導入

平時からかかりつけ医や訪問看護師等医療と連携することで、病気やさまざまな健康問題について相談することができます。

1 適切な判断を受けられます

本人の心身の状態、病歴、生活習慣などを踏まえた診療を継続的にを行いますので、異変があれば素早い対応が期待できます。また認知症状にも対応します。



2 早めに医療的ケア等について相談できる

訪問看護を導入することで早めに医療的ケア等について相談することができます。訪問看護は常にかかりつけ医と情報共有し、急変時にも対応します。また、不安な医療的ケアについても相談・アドバイスを受けることができ安心です。

3 高度な医療機関との連携がスムーズに行える

専門的な治療が必要と判断されるときは、紹介状とともに適切な専門医につなげてくれます。また、専門医からの診断結果や治療内容がかかりつけ医にフィードバックされます。

4 生活を支えるチームの一員として連携する

かかりつけ医や訪問看護師はケアマネジャーや地域包括支援センター等と連携します。そして、医療の情報はケアプランに、介護の情報は主治医意見書や治療方針にそれぞれ反映します。

5 看取りについて

本人、家族が望めば、訪問診療、訪問看護へ看取りの相談をすることができます。いずれ訪れる終末期の相談に応じて、訪問診療、訪問看護、ケアマネジャー等サービスの関係者が連携し、看取りの体制を整えます。

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅と医療・行政との連携のポイント



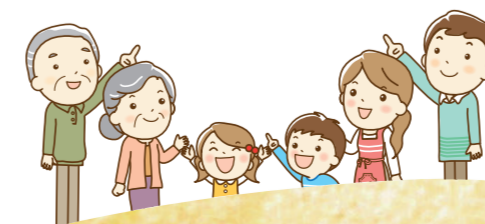
笑顔の花を咲かせましょ♪

本人本位の必要な医療や介護が選択でき、実際に利用できていますか？

2018年度の介護保険改正と同時に老人福祉法においても「有料老人ホーム入居者保護施策の強化」が改正されました。



住宅型有料老人ホームでは、基本サービスと介護保険サービスを切り分けて、入居者が理解できるよう説明・運営しなければなりません。入居者が、居宅介護支援事業所やその他の居宅サービスについて、併設された事業所とその他の事業所を利用することのメリットとデメリットを理解し、自由に選択できる環境を整える必要があります。入居者、家族の選択に基づき、適切なサービスを利用して、自立した日常生活を営むことができるように事業者のコンプライアンスの向上に取り組んでいきましょう。



行政をうま〜く使いましょ♪
医師と
ちゅういーじー那覇
那覇市在宅医療・介護連携支援センター

